

規制改革推進会議（第16回）終了後記者会見 議事概要

- 1．日時：平成29年4月25日（火）12:35～13:25
- 2．場所：合同庁舎4号館4階共用408会議室
- 3．出席者：
（委員）大田弘子議長、林いづみ座長、原英史座長
- 4．議事概要：

大田議長 お待たせいたしました。

きょうは、まず、診療報酬の審査支払機関のあり方について厚生労働省と社会保険診療報酬支払基金においでいただき、議論しました。支払基金業務効率化計画・工程表を取りまとめることになっておりますので、その進捗についてヒアリングをいたしました。その後、審査支払のあり方について意見書を取りまとめました。次に、3つの意見書の取りまとめを行いました。これは、それぞれ座長さんにおいでいただいておりますので、御説明をいただきます。その後、労働基準監督業務の民間活用タスクフォースについて検討状況の御説明を受けました。最後に、前回、地方六団体と一緒に地方における書式・様式の統一についての検討をスタートさせましたので、今後の進め方について議論いたしました。

まず、診療報酬審査支払機関のあり方について私のほうから御説明をいたします。

お手元にある資料をもとに厚生労働省と社会保険診療報酬支払基金から御説明をいただきました。私どもが提出する意見書と関連する部分がありますので、意見書とあわせて説明させていただきます。

お手元に「社会保険診療報酬支払基金の見直しに関する意見」というものがございます。冒頭に書かれておりますように、前の規制改革会議の提言を受けて厚生労働省が有識者検討会をつくり、その結果を受けて、本年春をめどに支払基金業務効率化計画・工程表を取りまとめることになっておりますが、これはまだできておりません。この報告書の中で、ICTの活用など「診療報酬の審査の在り方の見直し」については改善の道筋が示されておりますが、組織・体制のあり方については、両論併記のまま課題として残されています、ということで、私どものほうから改めて意見書を提出するということです。

まず第1、コンピュータシステムの刷新が極めて重要であると提言をしております。平成32年度中に刷新されることが予定されておりますが、次期コンピュータシステムは、支払基金が担っている業務を、機能ごとに分解し、それぞれの分解された単位であるモジュール化を行うということが鍵です。モジュール化を前提としたコンピュータシステムの要件がこのページの（1）から書かれております。

支払基金が担う、レセプトの受付、受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、審査結果の受付、それに基づく支払、という機能単位にコンピュータシス

テムをモジュール化する。そして、モジュール単位での改善等を機動的に行えるようにする。保険者自身がこれを利用して、外部事業者への委託あるいは直接審査ができるようにしていく、といった要件を書いております。

これに対して、きょうの御説明では、モジュール化ということについてはこのようにやっていく、と。私どもの提言に沿った方向でコンピュータシステムを刷新していくということが説明されました。ただ、モジュール化をどういう形でやっていくか。分解の仕方が、本当に私どもの提言と合致しているかどうかは途中でチェックしていきたいと思います。

続いて、私どもが意見書の2で述べているのは、前の報告書では不十分であった47都道府県全てに置かれた支部の集約化・統合化を進めるべきであるという提言です。報告書では両論併記でしたが、私どもとしては集約化・統合化をしっかりとやっていくべきであるということで提言をしています。これについては、厚生労働省の資料の5ページをごらんください。

支部組織の見直しについて、「集約に関するモデル事業を実施する。都道府県支部のうち数カ所の支部において審査事務の集約に係るモデル事業を実施する」。また、業務効率化による人員体制のスリム化として、「遅くとも2024年度までに職員定数を20%、800名程度削減」と書かれています。このようにあくまで集約に関するモデル事業をやるということで、結論は明確には出されておられません。この部分に関してきょうも委員からいろいろな意見がされました。先ほど御説明したコンピュータシステムの刷新ということを前提にすれば、組織の人員体制はかなり減るはずであると。業務効率化計画・工程表においてはシステム刷新を前提とした組織の改革案を出してほしいという意見や、人員の効率化の数値目標もシステム刷新にあわせて見直してほしいという意見が出されました。

今、ごらんいただいている厚生労働省・支払基金の資料の8ページの一番左側の下をごらんいただきますと、支部職員の業務と書かれていて、「コンピュータでは読み込めないコメントを目視確認する」と書かれておりますが、これに対しても、現在ではコンピュータで読み込めないコメントというのはほとんどないはずであると。したがって、こういう数値目標も考え直してほしいという意見が出されました。私どもが意見書に書きました2については、引き続きチェックが必要です。

意見書の3、審査の一元化に向けて体制を整えるべきである。これについては、きょうは御説明がありませんでしたが、5月に出される工程表の中に盛り込みたいというお答えでした。

意見書の4、支払基金に対する保険者によるガバナンス機能の強化。これについてもきょうは御説明がありませんでした。

以上が意見書とそれに関連するきょうの議論ですが、それ以外に委員から出された意見を幾つか御紹介いたします。

私どもの意見書の2にレセプトの電子化はほぼ完了していると書かれていますが、これに対して、いまだに紙レセプトが2%あって、これについてかなり手間がかかってい

るという説明が支払基金のほうからありました。これについて委員からは、紙レセプトをなるべくなくしていくようにインセンティブを付与すべきだという意見がありました。これに対して、厚生労働省から、来年の通常国会に支払基金法の改正案を提出する。そのときに、レセプトによって手数料を柔軟に設定できるようにする、つまり、紙レセプトについてはより手数料がかかる形でできるようにしていくというお話でした。

それから、コンピュータの刷新と関係なく効率化できる部分はどんどん効率化してほしいという委員の意見がありまして、これについてはできるところからやっていくという答えでした。このテーマについては以上です。

残り3つの意見書については座長から御説明していただくことにして、私からは5番目、労働基準監督業務の民間活用タスクフォースについて御説明しておきます。資料5をごらんください。

私どもは、労働基準監督業務に民間を活用して、もっと監督をしっかりとできるようにすべきだということを提案しております。監督には定期監督と申告監督がありまして、申告監督は、労働者からの申告があったときに調査するもので、定期監督は一般的な調査です。この定期監督の実施率が3%にとどまっています。これでは余りに低いですから、民間を活用してもっとこれを高めるべきだと。そして、監督官は監督官にしかできないことに集中する。監督官を減らすべきだとか、そういうことでは全くなくて、監督官は監督官でふやさなければいけない。ただ、3%という数字は余りに低過ぎるわけで、民間の力も活用してはどうかということで提案をしております。

これに対して厚生労働省からは、資料の2ページの(2)厚生労働省の主張として、労働基準監督官は、予告なく事業場に立ち入って、聞き取りを行うといった、いわば公権力の行使としてのチェックをやるわけですね。ここは民間にはなかなか難しいだろうという議論がありました。そういうやりとりを受けて、3ページをごらんください。次のような形で民間活用を拡大してはどうかということで、だんだん議論が収れんしてきております。

まず第1、民間活用の拡大のために、民間の受託者が36協定をまだ出していない、未届の事業場に、まず自主点検のための質問票のようなものを送って、どういう具合になっているかを点検する。そして、その回答の取りまとめを行って、指導が必要だと思われる事業場や回答のない事業場について、同意を得た上で労働関係書類の確認や相談、指導を実施する。監督官は、これらに応じなかった事業場あるいは確認した結果、問題があるという事業場に入っていくということをやってはどうか。第2に、監督指導の実効性を上げるために罰金額の引き上げについて検討が要るのではないかと。例えば、賃金不払いの場合の罰金は30万円以下となっており、給料請求権の時効は2年間ということでした。

これに対して、 に関しては、厚生労働省からも同意が得られつつあります。厚生労働省としても、今の定期監督の比率が低いということは十分に認識しておられて、何らかの措置が必要だということでは私どもと認識が共有されています。 については、すぐにはなかなか結論を出せない、と。実効性を高めるためにどういう形があるか引き続きタス

クフォーで議論していきたいと思っています。

以上が5番目の議題についてです。

最後の6番目の議題、地方における規制改革について。これは資料6をごらんください。

地方六団体との意見交換を踏まえて、点線の枠内に書かれているものを私どもから各府省庁に渡して、意見照会を行いました。まず、何を対象とするかということ、地方における手続上の様式・書式に関する事項で、特に経済活動に影響する様式であって、一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの。または、事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するものを対象とする。この進め方として、まず、該当する様式として何があるかを各府省庁が洗い出して、内閣府による事業者団体への確認を経てリストアップした事項について、それぞれについて改善方策を検討して、平成29年度中に結論を得る、という提案を各府省庁に行いました。

これについて、下の枠囲いにあります総務省からの意見以外はありませんでしたので、この進め方で今後行っていきます。総務省からの意見も、電子申告の推進が選択肢になることを明示してほしいということで、これは、私どもとしては当然のことだと思っております。委員からは格段の意見はありませんでした。

私からの説明は以上です。

では、引き続きまして、介護保険内・外サービスの柔軟な組み合わせについて林座長から、官民データ活用の推進及び遠隔教育の推進に関して原座長から御説明をいたします。よろしく願いいたします。

林座長 「介護保険内・外サービスの柔軟な組み合わせに関する意見」でございます。サブタイトルとして「介護サービスの質と利用者満足度の向上に向けて」と題しております。

皆さん御案内のように、介護保険法というのは1997年に成立しまして、ことしが20年目です。この間、いろいろ試行錯誤され、国としてもさまざまな介護制度をつくってまいりましたけれども、やはりその中で、私どもの議論する中では、利用者目線に立つと、より介護サービスの質と利用者満足度を向上させるためにはさらなる改革の必要がある。待ったなしであるということを感じました。

そういった背景で意見書の「1.改革の必要性」というところでは、総論的な改革の必要性を述べております。1ポツの(1)では、冒頭で、介護離職や介護苦をめぐる事件が後を絶たないこと。また、今後、単身高齢者や認知症患者の一層の増加が見込まれる一方、介護保険財政は年々厳しさを増し、また、介護業界の人で不足も慢性化しており、こうした中で、将来の要介護状態への国民の不安感が強まる一方であるということも挙げております。ここで、 から まで、私どもの総論的な改革の視点をお示ししておりますが、特にこのうちの の保険内外サービスの柔軟な組み合わせについて、この意見書では具体的な提案をしております。

1ページの1ポツの(2)でございますが、この柔軟な組み合わせに関する意見の総論

としましては、かねてより厚生省も保険者である各自治体においても、介護保険内のサービスだけでは、国民の多様な介護ニーズに応えられないということについては認めております。したがって、介護保険外のサービスと保険内のサービスを一体的に提供する必要があることは明らかであると。この点についても認めているところでございます。実際に、1ページの最後の行に書いておりますが、平成12年の旧厚生省課長通知では、保険内サービスを組み合わせる提供することができるということを書いておいて、その文書の中で、明確に区分することができるという文脈がございまして、それが実際の運用においては、この明確区分する基準が明らかでないというところから、実務では、保険内・外サービスを並行して提供することができなかつたり、また、区分方法について地方公共団体ごとに指導がまちまちであることが課題として上がっております。こういった問題によって、事実上組み合わせることができない状態を改善するべく、2ページの2ポツで改革の方策としまして、具体的な提案をしております。

2ページの2ポツに書きましたように「下記(1)～(4)の項目を盛り込んだ、柔軟な介護サービスの実現にあたって事業者や地方公共団体が遵守すべき標準ガイドラインを、平成29年中に策定し、発出すべきである」という提案をしております。これは、以前行いましたインターネットの円卓会議で投稿された方の御意見の中でも、働きながら子育てし、在宅介護することを国が推し進める以上、柔軟な組み合わせを可能にする全国統一ルールをつくってほしいという声に応えるものであります。

以下の(1)から(3)では、具体的な事例も含めて提案をしております。(1)では訪問介護サービスの場面、(2)では通所介護サービスの場面、(3)では介護サービス価格の柔軟化の点でございまして。また、(4)では保険内・外サービスの柔軟な組み合わせに対する従来の懸念に応えるために生じ得るデメリットを防止し、極小化するための制度上の工夫の例をお示ししております。こういう弊害のおそれがあるから組み合わせはできないというこれまでのあり方に対して、では、そういう予想されるようなデメリットを防止し、極小化するための制度上の工夫をした上で、国民のニーズのある柔軟な組み合わせができるような施策をするべきではないかという観点でございまして、これは2ページの脚注1に掲げました本年4月6日付で厚生労働省が事務局を努める検討会で取りまとめられた報告書の43ページにもこのような方向が示されているところです。

私からは以上とさせていただきます。

原座長 では、私から意見書を2件御説明させていただきます。

まず1つ目が資料3、通しの12ページ、「官民データの活用の推進に関する意見」でございまして。

バックグラウンドをちょっとだけお話しいたしますと、もう一つ、参考資料で投資等ワーキング・グループの資料をお配りしてありますが、参考資料1-1で官民データの活用についての参考資料をお示ししております。個人情報保護についてのルールのあり方についてこのワーキング・グループで扱ってきたわけですが、個人情報保護の法体系がどうなっ

ているかという点、一番下に三角形みたいな絵が描いてありますけれども、まず、個人情報保護法という法律がありますが、これは理念などは別にすると、具体的な規律の部分は民間事業者だけを対象にしている。国の行政機関あるいは独立行政法人については、行政機関個人情報保護法とかそれぞれの法律があって、そこで規律がなされている。地方公共団体が保有している個人情報に関しては地方公共団体で、これは都道府県とか市区町村でみんな持っているわけですが、それぞれに個人情報保護条例をつくって、そこで規律を定めているというのが今の日本の個人情報についての法体系であります。

そのような中で、ビッグデータの活用というのが数年前から、成長戦略の中などでも大きな課題になっていて、参考資料の次のページ、個人データの活用をどう進めていくのかというルール整備がこの2、3年の間に進められてきました。それぞれの法律でカバーしている領域についてはデータを加工して活用していくというルールの整備がなされています。これは個人情報保護法では一昨年改正されましたが、匿名加工情報というルールが整備され、その1年後ですけれども、国の行政機関などが持っているデータに関しては、ちょっと名前が違いますが、非識別加工情報というものが法改正によって整備され、それぞれの機関が持っている個人データを加工して、活用できる状態にして使っていくというルールがつけられたわけです。ただ、地方公共団体が保有している個人データについてはまだルールの整備がなされていないので、ここをどうしていくのかというのが今、議論されている課題ということでございます。

資料3、意見書に戻りますと、このような中で、総務省さんで、「こうした中」というあたりに書いてありますが、地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会というものを設けられて、そこで議論をされてきたわけですが、今、報告書案が提示されていて、基本的に、整合的なルールの整備がなされるべきであるということをおっしゃっている。同じデータがある地方公共団体では使えるけれども、別のところに行ったら使えないといったことになってしまうと困りますねといったことは指摘されているわけですが、一方で、ルール整備については地方公共団体の条例に委ねる。モデルの条例案を提示すると、そういった方針が示されているわけでございます。

これに対して、私どもの規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループで昨年秋からこの問題を議論してきたわけですが、こういった形で、単に地方公共団体の条例に委ねることになってしまうと、条例の内容や運用にやはり自治体ごとに差異が生じていく可能性が否めないのではないかと。また、条例が整備される時期を考えると、それぞれの自治体の議会を通していくことになりまますから、うちの自治体では条例ができたけれども、隣の自治体はまだしばらくできていないとか、そういった自治体ごとのばらつきが生じてしまうことになる。そうすると、まさに同じデータがある自治体では使えるけれども、別のところに行くとならぬという状況が生じてしまうのではないかと、そういった問題提起をしてきたわけでございます。

少しだけ補足をいたしますと、この問題は、新しいルール整備なのですね。先ほどお話

のあった地方での書式・様式の議論などというのは、地方公共団体で長年にわたってつくられてきた書式・様式をどうするのかという議論をしているわけですが、この官民データの地方公共団体のデータの活用に関しては、これから新しいルールを整備していく。しかも、データの活用、ビッグデータの活用ということを考えれば、明らかに県域とか市域などというのは関係なくて、整合的にどうルールを整備していくのかという議論をしていたわけですが、残念ながら、総務省さんでは、この意見書にも書いておりますけれども、地方公共団体との間で十分な意見交換は行われてきていなかったということでございます。

それから、この意見書の1ページの一番下のところにありますが、一部の地方公共団体からまさにこうした危惧を理由にして立法措置による解決を求める意見表明もなされているということでもあります。参考資料1-2で出された意見書をつけておりますが、ごらんの六十数の市の意見でありますけれども、むしろ地方の側からこういった問題は立法措置で解決してもらえないのかといった意見も出されている。

そういった中で、私どもの意見は、次の2ページ、「改革の具体策」というところですが、まず、データの加工・活用のルールの整備のあり方について、地方公共団体との間での意見交換の場を早急に設けていただきたいというのが1点。「また」というところですが、当面は先進的な地方公共団体で条例整備を推進することになるかと思いますが、やはり立法措置という解決の可能性についても、もちろん地方公共団体の意向を十分に踏まえながらではありますが、検討していくべきということを申し上げている。ここが一番大きな重要なポイントであります。あわせて(2)で、共同受託機関及び公的な事前相談窓口の設置ということを申し上げております。加工や扱いについて地方公共団体それぞれでやっていくことになると、やはり萎縮してしまってなかなかそのデータを出せないとか、あるいは人的なリソースが不足してなかなか対応できないといった問題が生じますので、そういった問題を解決するために共同で受託をするような機関を設けられないのか。また、加工してこれを出していいのかどうかといった扱いについて、公的な事前相談の窓口を設けるべきではないか。こういったことを整備していくべきではないかということを上げているというのが今回の私どもの意見書であります。

次に、資料4「遠隔教育の推進に関する意見」でございます。これも投資等ワーキング・グループで扱ってきた大きなテーマでございますが、まず、遠隔教育がなぜ重要なのかということ意見を「1.改革の必要性」で書いてあります。教員と生徒が一緒にいなくても、遠隔で効果的に授業ができるようになったわけではありますが、これによって、1つは、特に人口が減少しているような地域も含めて、過疎地であっても、大都市であっても、生徒に質の高い授業を提供することができるようになったということが1つ。もう一つは、先端的な科学技術・IT分野、語学の英会話とか、教員の確保がニーズに追いついていない分野があるわけですが、ここでも遠隔教育の活用が有効な解決策になるということでもあります。

現状の制度でございますが、これも、先ほどの投資等ワーキング・グループの参考資料

の4ページ、ここで遠隔教育の主な論点について書いてありますけれども、ここに現行制度でどうなっているのかということを描いてあります。まず、2015年4月から高校での遠隔教育が解禁されたわけです。この解禁されたという意味は、左側にいる「教員」が遠隔で授業する先生です。右側にある「教室」と書いてある箱が学校の教室なのですけれども、受診側の教室には原則、教員は必要なのですが、ただし、教科の免許の有無は問わないということで、例えば数学の授業を遠隔でやるときに、ここの教室に数学の先生はいなくてもいいですという制度になりました。それが2015年からなされた高校での遠隔教育の解禁であります。ただ、単位の上限は74のうちの36までとか、そういった制約はあるのですが、2015年からこの解禁がなされました。

一方で、現行制度の御説明だけ先にしてしまいますと、小学校、中学校の場合にはどうなっているかということ、教室に必ず免許のある教員が必要です。中学では科目の免許のある教員が必要ということになっています。ただ、付加的に遠隔で参加することはオーケーと書いてありますが、要するにオーケーと書いてあるのは、教室に科目の免許のある先生がいる状態で遠隔教育を付加的に行う。これは現行制度の中でもできることになっているというのが現行制度であります。

意見書に戻っていただきますと、「1.改革の必要性」の「しかし」のあたりからで、2015年から高校での遠隔教育が解禁されたわけですが、実施例はわずかに24校にすぎない。遠隔教育の普及が進んでいるとは決して言えないわけでありまして。規制制度上の課題も幾つか指摘されているということで、この議論をこのワーキング・グループで行ってきたわけでありまして。

具体的な意見の中身は3点、「2.改革の具体策」で挙げておりますが、まず、(1)遠隔教育の本格的な推進ということでありまして。先ほどの実施例がわずかに24校といったことではなく、遠隔教育を本格的に活用・普及を図っていくために施策方針の取りまとめを行い、必要な方策を講ずべきである。推進状況、現場でのニーズを踏まえながら、単位数の上限の見直しについて、より柔軟に遠隔教育を活用する可能性を引き続き検討すべきというのが1点目でありまして。

(2)免許外教科担任制度による問題の解消と廃止に向けた方策という項目になっていますが、これはちょっとだけ背景をお話いたしますと、遠隔教育の議論を文部科学省さんとこのワーキング・グループでも繰り返しやってきたわけでありまして、そこで必ず文部科学省さんが言われるのが、今の制度上、学校の教室に免許のある先生がいて教えることが非常に重要なのですということです。ところが、実際上は、教室に科目の免許のある先生が配置されていない場合がたくさんありますというのが免許外教科担任制度という話なのです。これは、科目の免許がない先生でも、例外的に科目の免許があることにして、かわりに担任させることを認めるという制度なわけですが、現状で、平成27年の数字ですけれども、中学で7,171件、高校で3,680件使われているということで、特に小規模な学校で科目の免許のある先生をみんな配置できないといったところを初め、日本中で、多くの

学校で科目の免許のない先生が配置されて、子供たちに教えている状態が生じているわけであり、しかも、この制度は、この意見書の中にも書いてありますが、もともとは当分の間の一時的な措置ということで、教育職員免許法の附則という規定に書いてあって、これは法律の本則のちゃんとした規定のところではなく、附則という規定の中に書かれています。これは、昭和20年代につくられて、もう60年以上、当分の間という制度が維持されて、こういった形で運用されているというのが実態であります。したがって、こういった専門外の先生が実際上、授業を行っているというのは教育の質の観点で重大な問題であって、この意見書の1ページ一番下から2ページに行きますけれども、また、教員の負担という観点でも大きな問題である。これは、まじめな先生ほど専門ではない科目を教えるために大変な努力をして学校で苦労しながら教えられているわけですね。教員の負担という問題にもなってくる。こういった問題を放置すべきではないというのがここで申し上げていることです。したがって、具体的には、こういったケースについては、現状でも実施可能な遠隔授業があるわけですから、こういった遠隔授業を導入して、教育の質の向上、また、教員の負担の軽減を図るべきである。あわせて、「また」というところですが、免許外教科担任制度については段階的に縮小し、一定期間後に廃止をすべきであるということも申し上げています。

(3)で「高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決」を挙げています。これは、参考資料でお配りしている通しの5ページ、論点2で「遠隔教育と著作権の扱い」という表になっているところがありまして、この表のところをごらんいただきますと「リアルの教室」というのが一番左にあって、右側に「解禁された『遠隔授業』」というものがあって、間に「合同授業」と書いてあるのですが、これは、「リアルの教室」というのは昔ながらの普通の学校の教室です。学校の教室で音楽を演奏したり、教材として資料を配るときには、著作権法上は許諾を一々とったり、あるいはお金を払ったりということを経ずに使っているということになっているわけであり、ついでに、間にある「合同授業」というのは、従来から認められていたオンラインを使う教育のやり方で、2つの教室をオンラインでつなぐという方式なのですが、これについては、実は著作権法上は措置がなされていて、35条の2項という規定があって、これは「リアルの教室」と同じような扱いということになっているわけです。ところが、一番右側の「解禁された『遠隔授業』」というのは、先ほど申し上げた2015年から新たに解禁された遠隔授業ですが、ここについては措置がなされていないで、送信先が不特定あるいは多数の場合については原則許諾が必要という状態になっていますというのが現行制度での問題であります。私どもは、せっかく2015年から遠隔授業が解禁されたわけですから、通常の教室と同じように許諾を不要にすることにすべきではないのでしょうかということもワーキング・グループで再三繰り返し議論してきたわけであり、これに対して文化庁さんが言われているのは、文化審議会で現在議論しています、あすもまた会議があるようですが、ここで、主に大学のオンデマンドの授業などを念頭に置いて、許諾は不要にするが、ただし補償金を設定す

るという方向で今は検討していますと。一番右側の新たに解禁された高校の遠隔授業についても、これと同じ扱いで補償金を設定するという方向にしたいのですということをおっしゃっているというのがこれまでの議論で、これに対して私どもから申し上げているのは、オンデマンドの授業というのは、1回とったものを繰り返し使ったりされるわけですが、繰り返し利用するのではなくて、高校で認められている遠隔授業というのはあくまでも同時双方向で、通常の学校の教室での授業と同じような授業。たまたまそれが教室の中にはなくて、テレビの画面に先生が出ているということですから、これについて扱いを分けるというのは合理的ではないのではないのでしょうかという議論を申し上げているということでもあります。

意見書に戻りますと、2ページの(2)のところはまさにそういうことを申し上げているということでもあります。「高等学校の」と書いてありますが、なぜ高校の遠隔教育の話だけをしているかということ、2015年4月に新たに解禁されたのが高校の遠隔授業で、同時双方向型の授業が新たに認められて、この部分がまさに問題になっているということで、ここについての著作権法上の問題の解決を取り上げているということでございます。

以上です。

司会 それでは、御質問がある方は挙手の上、所属とお名前を言っていただきまして、簡潔にお願いできればと思いますが、いかがですか。

どうぞ。

記者 支払基金のほうの意見書で、人員のところで一応、引き続き検討を進めということと、またさらにチェックが必要ということだったのですけれども、不十分というのは、職員の削減というところの数が不十分ということか、もっと支部自体の数を減らしていくとかという、そういうところまで打ち出されていないというところが問題なのでしょうか。

大田議長 この意見書で申し上げているのは支部の集約化について明確に結論を出すこと、レセプトの電子化やコンピュータシステムの刷新にあわせた形にしていってほしいということです。きょうの説明ではそのことについてまだ納得できる説明がなく、モデル事業をやるというだけでした。

記者 モデル事業の概要は、わかる範囲でいいので、何をするのかというような説明は。

大田議長 きょうの御説明では、例えばどこどこを集約したら問題なくいくかというようなことをモデルでやってみるということでした。

記者 集約というのは、業務上の集約ではなくて、支部の集約のほうですか。

林座長 私も同じ疑問を持ちました。結局、ここで言っているモデル事業は、実質的には結論をまた先送りするだけの話のように受けとめました。そのように会議でも申し上げました。なぜならば、このモデル事業を通じて一体何を検証するのか全くわからないのですね。支払基金の伊藤理事長は、御説明の中で、これから患者本位で公正中立に、今までの目視からコンピュータチェックで簡潔する審査に180度変えますとおっしゃったのですが、もしそれをするのであれば、その業務の見直しをすれば、組織の見直しが、その業務

の見直しを前提として、組織の見直しをすべきところを、本日のこの組織関係の御説明では一切そういう前提がなく、単に47都道府県の支部を維持して、しかも、職員の目視は全体の1、2割残り、一方で本部機能を拡充して、そちらは人員増するようなイメージでございます。そうすると、そういった前提自体が誤りであると思いますので、5月に出すという具体的な工程表では、本日のところ、この組織関係では何ら工程表のイメージすら御説明がなかったので、5月に出す工程表では、厚生労働省はきっちりとタイムスケジュールと具体的内容をこの組織面についても盛り込んだ工程表を出していただきたいということを会議の中で要望しました。

司会 ほかはいかがですか。

どうぞ。

記者 2点ほどお願いしたいのですけれども、1点目は、いわゆる混合介護のところなのですが、平成29年中にこちらのガイドラインをつくるように、これによって混合介護の本格解禁というものにどこまでつながるとお考えなのかということをお林座長に教えていただきたいのが1点目です。

2点目は、原座長に、教員の話。専門外の教員の話で、これは廃止となると結構、文部科学省の反発も強いのかなと思うのですが、その辺はどう考えているのかということと、あと、専門外の教員と、遠隔教育の促進というところでの関係性というのをどのように考えているのか教えてください。

林座長 御質問ありがとうございます。

まず、この意見書の1ページのところに1ポツ、(1)の から で掲げたとおり、介護制度については柔軟な組み合わせの論点以外にも、国民が介護制度を利用するときに、より利用しやすくするようにするにはどうしたらいいかという観点で、まずは情報公表のあり方の見直し、そして、公表される情報が客観的な信頼性の担保があるように、第三者評価のあり方の見直し、また、供給体制の見直し、そういったものも含めて今後の答申の中で提案していく予定です。そういう、いわば介護制度を利用する上でのほかの要素とともに、この柔軟な組み合わせについての全国的な標準ガイドラインをことし中に、つまり、平成29年中ですから、12月末までに厚生労働省が発出すれば、私は、現在、実際の組み合わせの利用の現場、例えばケアマネジャーがケアプランをつくるときに、この保険内・外のサービスの組み合わせはできないのではないかとこのところで萎縮している問題とか、それから、実際の事業者が各市町村で介護サービスを提供する際に、保険内と保険外のサービスメニューをいろいろな料金の工夫をした上で、利用者の利便性や選択をしやすくするような、そういったサービスの提供のあり方につながると思います。ですので、全部のパッケージとしてこれを早急に、ことし中ということが念頭なのですが、出すことで効果が出ると期待しております。

原座長 遠隔教育のところですが、まず、免許外と遠隔教育の関係ですが、免許外教科担任が現状において活用されていて、実際に科目の免許のない先生が教えられ

ている状態のところでは、付加的に遠隔授業を導入すべきではないかということ申し上げていて、これによって教育の質を向上させる。また、実際に教えられている先生が大変な思いをされているとすれば、教員の負担を軽減するということをするべきではないかということをお願いしているのが、意見書の「したがって」の後の1つ目の部分です。

時々、この議論をすると、遠隔教育を入れて、教員の数を減らせばいいといった議論をしているのではないかと誤解をされることがあるのですが、私たちはそんな議論は全くしていません。これは、ワーキング・グループの中でも、公式にも、私も何回か申し上げましたが、教員の削減などという議論は一切していなくて、教育の質をいかに高めていくのか。また、教員の負担の軽減をいかに図っていくのか。そういった観点での議論をしているということであります。

この免許外というのは廃止してしまったら困るのではないかと、これは全くおっしゃるとおりで、すぐに廃止ということではないのだと思っています。したがって、段階的に縮小して行って、一定期間を経て廃止をするということだと思っています。

先ほど説明の中で触れなかったのですが、廃止という中に括弧書きが書いてあって、これは何を言っているかということ、急な欠員が生じた場合に、やはり免許外の先生の仕組みがないといけないのではないかとということがあるかと思えますから、許可要件を限定するとか、抜本的な見直しを行った上で、必要最小限の新しい制度として、再設計をするということをむしろやられたらいいのではないかと考えています。

いずれにしても、申し上げているのは、もともとの免許外教科担任制度というものが戦後直後の先生の数全然足りませんという時代の中で、ごく暫定的な、法文の規定に「当分の間」とわざわざ書いてあるわけですね。「当分の間」と書いてある規定を、60年間で当分の間なのですかと。これはさすがに制度を見直して、きちんと作り直すことをされる必要があるのではないのでしょうかということをお願いしているわけです。

司会 ほかはいかがですか。

大分長時間に及んでいますので、よろしいでしょうか。

それでは、本日の記者会見を終了いたします。ありがとうございました。